

Step.5 作業機を取り付けた状態で、前輪分担荷重が20%以上ある？

はい **いいえ** → フロントウイト等を取り付け、20%以上を確保してください。適正なフロントウイトの数等は販売店に確認してください。
 対応後

Step.6 作業機を取り付けた状態で、安定角が30度以上あるか、ホームページ等で確認をとった？

はい **いいえ** → 安定角が30度を満たさない車両と作業機の組み合わせでは、最高速度の制限がかかります。運行速度が15km/hに制限されないトラクタと作業機の組合せを、日農工のホームページにリストアップしていきます。
 対応後

安定性に関して

車両の安定性が確認できない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- 運行速度15km/h以下で道路走行すること
- 道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と運行速度15km/h以下で走行することを後面*1及び、運転席*2及び、運転席に表示すること(但し、最高速度が15km/h以下のトラクタは除く)

※1 Step.4 3の【例】を参照

※2 走行速度15km/h以下
全幅2.75m



※車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるものは最大安定傾斜角度35度以上



【日農工ホームページアドレス：http://www.jfmma.or.jp】

安全に十分注意し、公道走行をしてください。

+ 安全は私たちの願いです。
 ●製品のお取扱いに当っては製品に添付されている「取扱説明書」をご熟読のうえ、安全に注意してご使用ください。
 ●ヘルメットは必ず着用し、作業に適した服装で安全確保を心掛けましょう。●事故や故障を未然に防ぐため、点検整備を必ずおこなってください。
 ●無理な運転は商品の寿命を縮め、事故や故障の原因となることがあります。

ごはんを食べていい一日
大切にしたい日本の味……お米……

ISEKI
井関農機株式会社

〒116-8541 東京都荒川区西日暮里5丁目3番14号
 http://www.iseki.co.jp
 7088-300-2782-0
 2019年XX月作成-ZZE

製品についてのご相談・ご意見は
下記の取扱店までご連絡ください。



作業機付きトラクタの公道走行ガイド

直接装着するタイプの作業機を付けたトラクタが公道走行できるようになりました。

全幅が1.7mを超える作業機を装着しての公道走行には、大特免許が必要です!!



作業機付きトラクタで公道走行するには

農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準緩和と条件に基づく制限事項に対応することで、トラクタに作業機を付けた状態での公道走行が可能になりました。ここでは、制限事項に関するチェック項目の概要をご紹介します。



Step.1 大型特殊自動車免許(「農耕用に限る」含む)を持っている?

いいえ → 全長4.7m、全幅1.7m、全高2.0m(安全キャブ・フレーム等は2.8mまで可)の車両(旧小特車)は小型特殊自動車免許で運転できますが、これを超える車両を運転するには大型特殊自動車免許が必要です。作業機を取り付けた状態で、先の寸法を超える場合、**大型特殊自動車免許が無いと無免許運転**となります。ご自身の運転免許証と車両、作業機の組み合わせを確認してください。

はい → 対応後

■公道走行に必要な運転免許

③車両区分:大型特殊自動車(最高速度/35km/h以上) 車検が必要	大型特殊自動車免許が必要
②車両区分:小型特殊自動車 全長/12m以内 全幅/2.5m以内 全高/3.8m以内 最高速度/35km/h未満 NTのFF仕様、TJV/TJW等、中・大型機(*Big-T)	
①車両区分:小型特殊自動車 全長/4.7m以内 全幅/1.7m以内 全高/2.0m以内(安フレ・キャブは2.8m以内も可) 最高速度/15km/h以下 TM/TH/NTのFF(高速仕様)以外、小型機	

小型特殊自動車免許で可

Step.2 作業機を取り付けた状態で、全長が12m、全幅が2.5m、全高が3.8mを超える?

はい → 全長12m、全幅2.5m、全高3.8mを超える車両は保安基準を満たさないため、緩和条件の装備等を満たした上、特殊車両道路使用許可申請が必要です。※Step.4 3を参照

いいえ → 対応後

Step.3 作業機を取り付けた状態で、適正高さ(地面より約20cm上げ)にした場合、見えなくなる灯火類がある?

はい → 灯火を移設・増設してください。適正な作業機の位置・高さはメーカーに確認してください。

いいえ → 対応後

■灯火装置の視認性確認

前方装着の作業機の場合

後方装着の作業機の場合

道路走行に支障がない位置まで作業機を上昇させて視認性を確認
 例えば、ロータリの場合、耕うん爪を地面から20cm持ち上げた状態で確認

■各種灯火の視認性確認位置

部位(品名)	条件	車両・免許区分*		
		1	2	3
前照灯(ヘッドライト)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること	○	○	○
車幅灯(ポジションランプ)	夜間に前方300mから確認できること		○	○
方向指示器(ウインカー)	昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること	○	○	○
後部反射器(リフレクター)	夜間に後方150mから確認できること	○	○	○
制動灯(ブレーキランプ)	昼間に後方100m先から確認できること		○	○
尾灯(テールランプ)	夜間に前方300mから確認できること		○	○
後退灯(バックランプ)	昼間に後方100mから確認できること		○	○
番号灯(ライセンスランプ)	夜間に後方150mから確認できること			○

*車両・免許区分の詳細は、Step.1「■公道走行に必要な運転免許」を参照

Step.4 作業機付き車両の最外側*を示す表示はありますか? *最外側とは、耕うん幅と違いますので、ご注意ください。

いいえ → 作業機の最外側付近 前後に反射材などを取り付けてください。

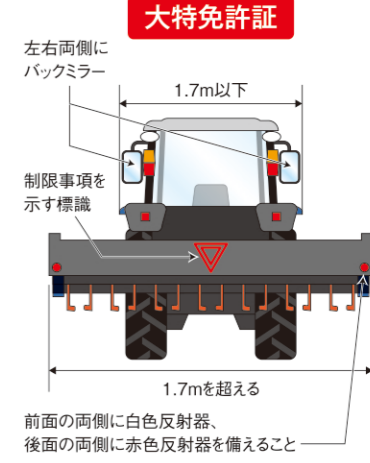
はい → 対応後

1 全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタに関して

本機の灯火装置がそれぞれ作業機最外側から40cm以内の場合、前照灯、後部反射器、方向指示器が他の交通からの被視認性を確保できていれば、車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯を増設しなくても、小特(普通)免許で道路を走行できます。

2 幅1.7mを超える作業機を装着する場合に関して

- 以下の制限事項に対応する必要があります。
- 作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
 - 作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
 - 制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること
 - 左右両側に後写鏡(バックミラー)を備える必要があります。
 - 大型特殊自動車の運転免許証(「農耕用に限る」を含む)を取得している必要があります。



■大型特殊免許が必要となる本機小型特殊と純正ロータリーマッチング例

本機:小型特殊免許	ロータリー:全幅170cm以上	本機:小型特殊免許	ロータリー:全幅170cm以上
TPC213	+ ARP16	NT253(C含む)	RAN16, RAN17 RAN18, RBN16 WAY177, WAY187 WAY197, WAY207 WXY167
RTS18~22	+ WAY167	NT283, NT313(C含む)	
RTS23, 25	+ RAS160	NTA253	
	+ WAY177	NTA283(C含む)	
	+ WXY167	NTA313	
		NTA343(C含む)	
		NTA403	+ RAN190, RAN180
		NTA453	+ RAN170, WXY207

3 全幅が2.5mを超過する場合に関して

- 作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
- 道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と、作業機を装着した状態の全幅を後面及び、運転席に表示すること
- 作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色灯火器(光度300カンデラ以下)を備えること
※白色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること。
- 作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色灯火器(光度300カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること
※赤色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること。

【例】全幅が2.5mを超えている場合の対応イメージ

制限事項を示す標識及び作業機を装着した状態の全幅を後面及び運転席に表示すること
 例「▽全幅2.75m」

※但し、本機の灯火装置がそれぞれ作業機最外側から40cm以内の場合は、以下の灯火器は不要
 ・白色灯火器(前面) ・赤色灯火器(後面)
 上記装備した上で、道路管理者への「特殊車両通行許可申請」が必要です。